

2-1 現地情報連絡員（リエゾン）派遣

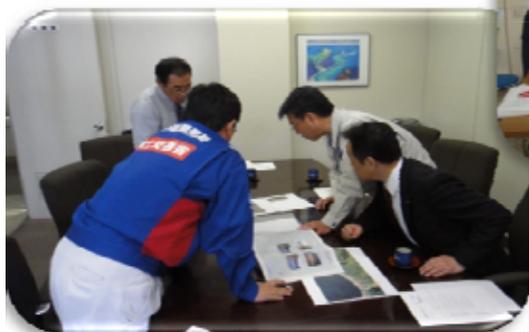
- 北海道内において、重大な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合等に、災害発生時の情報収集等を目的として、自治体等へ現地情報連絡員（リエゾン）を派遣します。
- 派遣の際は、作業スペースの確保等の必要最小限の協力をお願いします。

●活動内容

- ・災害情報や開発局による支援の要望等の情報収集
- ・開発局で収集した災害情報、被災情報等を提供
- ・TEC-FORCEや災害対策機械派遣等に関する連絡調整

●道内自治体等への派遣実績

H22: 9機関 延べ 16名
 H23: 6機関 延べ 15名
 H24: 18機関 延べ 48名
 H25: 25機関 延べ 152名
 H26: 87機関 延べ 586名



東日本大震災での事例

派遣されたリエゾンは、災害対応に追われる自治体職員に成り代わり、市長などの片腕としてサポートしました。4県31の市町村、自衛隊に派遣され、国土交通省全体で延べ3,916名が派遣されました。

4県31市町村へ派遣。

支えに。



北海道開発局からは自治体等30機関に延べ87名を派遣しました。

2-2緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）派遣

■大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地の早期復旧のための技術的支援など、被災地方自治体の支援を迅速に実施します。

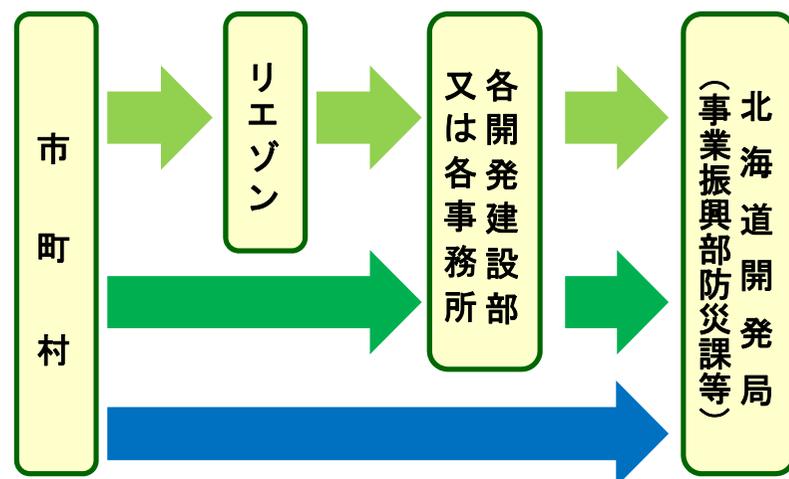
- ・隊員は河川、砂防、道路、港湾、建築、電気、機械等の専門技術者等で構成
- ・任務別の班編成により、緊急事態に速やかで的確な対応を実施
- ・全国に配備しているヘリコプターや排水ポンプ車などの災害対策用の機材により、迅速な被害状況調査や現地での応急対応が可能

班編成

先遣班、現地支援班、情報通信班、高度技術指導班、被災状況調査班（ヘリ調査）、被災状況調査班（現地調査）、応急対策班

●派遣要請

派遣中のリエゾンもしくは直接、開発建設部等にお伝え下さい



被災状況調査（現地調査）



復旧工法の検討



復旧方針樹立の指導



訓練：排水ポンプ設置訓練、実地訓練などによる平時の備え

2-2緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)派遣【主な班の役割と活動】

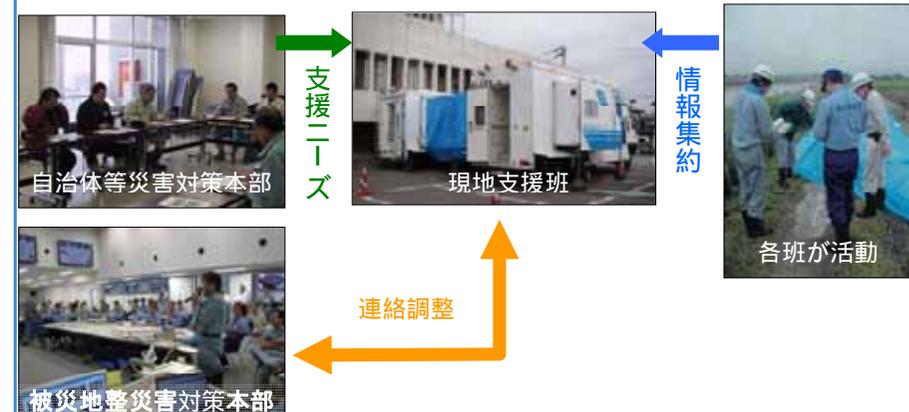
先遣班

先行的に派遣し、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のうえ、派遣元の北海道開発局応援対策本部等へ報告



現地支援班

現地の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)各班及びそれぞれ指揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、気象等の情報提供、被災地の支援ニーズの把握等を実施



情報通信班

被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の構築



被災状況調査班

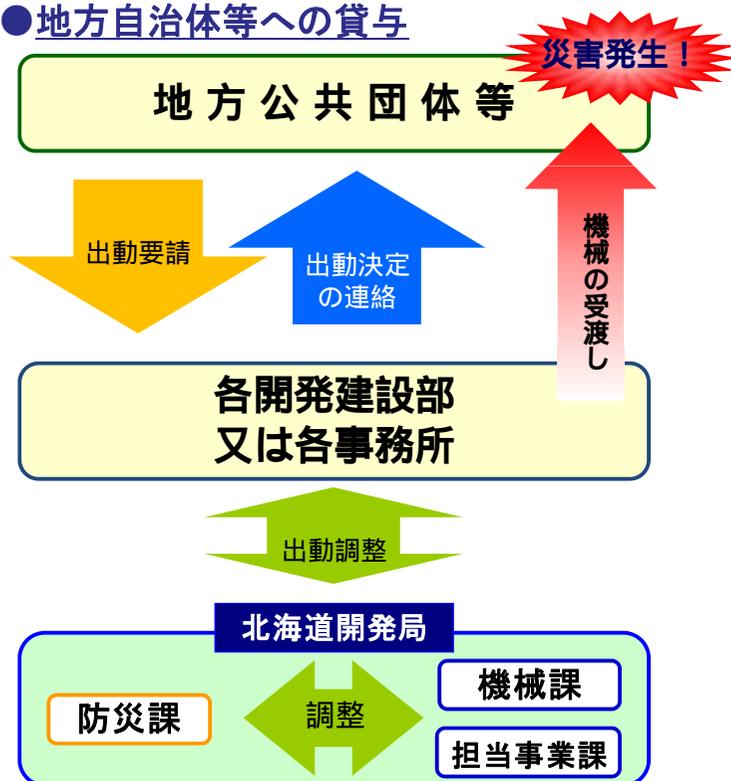
防災ヘリコプター・踏査等により、被災状況を調査



2-3 災害対策用機械による支援

- 北海道開発局では、災害時の緊急対応や情報通信の確保のための各種機材を全道各地に配備しており、災害時には速やかに出動し被害の最小化を図っています。
- これら機材は自治体の要請に基づき貸与することが可能です。
- 大規模災害時には全国の地方整備局から機材が集結し支援を行います。

●地方自治体等への貸与



●出動事例



H22.8 低気圧による大雨
(美唄市より要請)

H23.3 東日本大震災への出動
(宮城県東松島市)



H26.9 断水に伴う給水支援
(江別市より要請)

H24.4 ペンケ歌志内川
河道閉塞現場の復旧作業支援
(北海道より要請)

- ・最寄りの開発建設部又は道路・河川事務所へ、「被災状況」「出動場所」「要請希望機械」等をお伝え下さい。
- ・機械のみの貸出を希望か、オペレーターを含めての貸出を希望かも同時にお伝え下さい。
- ・災害対策用機械は無償貸与ですが、作業に必要な人員・燃料等は要請者の負担となります。

2-3 災害対策用機械による支援【災害対策用機械の紹介】

● 災害対策用機械の紹介

排水ポンプ車



豪雨等による洪水時において、堤内にあふれた水を排除します。排水ポンプ、発動発電機、照明装置、クレーン装置等を搭載しており、ポンプ設置から排水作業までの作業を1台で行うことが可能です。

照明車



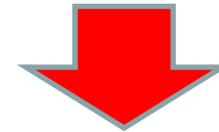
夜間の災害現場における作業員の安全確保や、被災現場の監視を行う場合の照明として使用します。災害時の排水機場・水門等の非常用電源としても使用可能です。

対策本部車



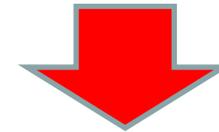
車両後部を拡幅させることにより、現地対策本部に必要なスペースを確保出来ます。各種情報通信機器が搭載されており、場所を問わず情報収集・連絡が可能です。

衛星通信車



災害が発生した際に速やかに現地に出動し、通信確保及び情報収集・伝達を行う機械です。不感地帯がほとんど無く、日本国内のほぼ全域で通信確保が可能です。

散水車
(給水装置付)



通常時は道路の清掃に使用していますが、この機械に給水装置を搭載し、給水活動にも利用できるほか、公共施設等の給水タンクなどにポンプアップする機能も備えています。

2-3災害対策用機械による支援【配備状況】

■北海道開発局では、地震、水害、及び火山噴火等による様々な災害から国民の生活と財産を守るために各種の災害対策用機械を保有し、道内のみならず全国に出動出来るようにしています。

災害対策用機械の配備状況

保有機械名	災害対策用ヘリコプター	小形無人ヘリコプター	無人災害調査車	衛星通信車	情報収集車	対策本部車	待機支援車	排水ポンプ車	ポンプ自走装置	照明車	土のう造成機	水陸両用車	多目的支援車	分解組立型バックホウ	応急組立橋	ブロック別保有台数
保有ブロック名 開発建設部名																
北海道開発局	1															1
道央ブロック 札幌、小樽、室蘭		1	1	1	2	1	2	11	3	6	1		1	1	2	33
道南ブロック 函館				1			1	2		1	1					6
道東ブロック 釧路、帯広、網走(一部)				1	2	1	1	8	2	4	1	1				21
道北ブロック 旭川、留萌、稚内、網走(一部)				1	2	1	1	6	2	4	1	1				19
計	1	1	1	4	6	3	5	27	7	15	3	3	1	1	2	80



災害対策用機械の活動状況



小形無人ヘリコプター



対策本部車



応急組立橋



土のう造成機



衛星通信車

2-4 広域防災フロートの派遣

- 北海道開発局では、大規模な自然災害が発生した場合、広域防災フロートを派遣し、防災フロートに積み込んだ緊急物資の輸送や被災した港湾等において臨時の係留施設、ヘリポートとして使用するなど、移動する防災拠点として活用していきます。
- 東日本大震災では、東北地域に派遣され、自衛隊等と連携しながら灯油や軽油を被災地に輸送した他、相馬港において臨時係留施設として活用されました。

東日本大震災では東北地方へ派遣

平成23年3月11日の東日本大震災による被災地への支援のため、室蘭港から出港した広域防災フロートは大船渡港(岩手県)及び相馬港(福島県)へ緊急物資を運び、相馬港では作業船の係留施設として活用されました。



室蘭港からの出港状況

室蘭港

灯油や生活用品などを積んで室蘭港を出港した広域防災フロート



大船渡港での活用状況

大船渡港

大船渡港に到着後は海上に係留し、緊急物資の積み降ろしを行いました。



相馬港での活用状況

相馬港

相馬港では緊急物資の輸送のほか、作業船の係留施設としても活用されました。

広域防災フロート諸元

- 全長: 80m
- 全幅: 24m
- 高さ: 4m
- 重さ: 1,300トン
- 構造: 鋼製(二層デッキ)



■上甲板: 1000トン級貨物船等の接岸が可能



■貨物室

積載可能重量800トン
備品、支援物資の格納場所、
避難時の乗船スペース



■ヘリポート

被災住民や支援物資輸送のためのヘリの離着陸に利用

2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査

■平成23年5月に土砂災害防止法が改正され、大規模な土砂災害が急迫している状況においては、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供します。

背景

- ①岩手・宮城内陸地震（H20）、新潟県中越地震（H16）の際、多数の**天然ダム（河道閉塞）**が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶおそれ**があり、時々刻々と状況が変化し**リスクの把握に技術力が必要**。

法改正の目的

- ①大規模な**土砂災害が急迫**している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう**国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供**。
- ②高度な技術を要する土砂災害については**国**、その他の土砂災害については**都道府県**の役割や関与を法律上明確化。



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア
(天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

土砂災害防止法の改正内容(平成23年5月施行)

- ①天然ダムや火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水（高度な技術を要する土砂災害）については**国**、地滑りについては**都道府県**が**緊急調査**を実施。
- ②緊急調査に基づき**被害の想定される区域・時期の情報**（土砂災害緊急情報）を**市町村へ通知・一般へ周知**。

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

- ・平成23年1月27日、霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化。その後も活発な活動が継続し、周辺の流域に降灰等が堆積。
- ・降灰等の堆積状況を調査するため、ヘリコプターによる上空からの調査及び地上からの調査を実施。
- ・調査により降灰分布と降灰層厚を把握すると共に、土石流のおそれのある溪流において土石流氾濫シミュレーションを実施。

火山噴火の発生

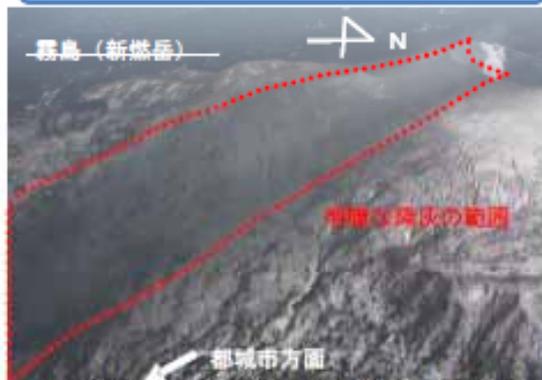


H23年1月霧島山（新燃岳）の火山噴火



山間部の河川の流域内に降灰等が広範囲に堆積し、降灰等の堆積を原因とする土石流の発生のおそれ

降灰等の堆積状況調査



ヘリからの土石流危険溪流内における降灰等の堆積状況調査



地上からの降灰等の堆積状況調査

数値解析等による土砂災害緊急情報の作成



国土交通省職員によるシミュレーションの実施状況

■土砂災害緊急情報の作成にかかる動き

- ヘリによる上空からの降灰調査 (H23.1.27)
- 地上からの降灰調査 (H23.1.28～1.29)
- 降灰等の堆積を原因とする土石流のおそれのある溪流確認 (H23.1.30)
- シミュレーションによる解析 (H23.1.31～H23.2.3)

自治体へ情報提供(2/4)

雨量基準の変更情報提供(3/1)

- 9月 6日 **奈良県熊野川（十津川）流域（3箇所）・和歌山県日置川流域（1箇所）**において、緊急調査に着手
- 9月 8日 **土石流等による被害が想定される土地の区域**、及び避難のための参考となる**重大な土砂災害が想定される時期**に関する土砂災害緊急情報を、関係県・市町村に通知し、警戒避難対応を支援。
- 9月12日 9月6日に緊急調査を実施した4箇所において、**最新の測量情報を用いて精度向上**をはかり、再度、土砂災害緊急情報を通知。（ヘリコプターからのレーザー距離計 → 航空写真撮影【国土地理院】）
- 9月13日 調査により、奈良県熊野川（十津川）流域において、緊急調査の要件に該当する箇所が、**新たに1箇所確認**されたため、緊急調査を実施
- 9月15日 奈良県熊野川（十津川）流域において新たに確認された河道閉塞箇所について、土砂災害緊急情報を通知。

緊急調査等の実施状況

※ 土砂災害緊急情報の発信は、奈良県熊野川（十津川）流域に12回、和歌山県日置川流域に7回、越流確認等の随時情報は同26回、15回にのぼった。

河道閉塞の発生

奈良県五條市大塔町赤谷箇所



河道閉塞の湛水位の常時観測

投下型水位観測ブイの設置



土砂災害緊急情報の通知

土石流等による被害が想定される土地の区域

五條市大塔町赤谷箇所【1/4】

各箇所の位置
土石想定区域は、下図の通り、複数箇所に分割して表示している。

凡例

土石流による被害が想定される土地の区域	
湛水による被害が想定される区域	

重大な土砂災害が想定される時期

五條市大塔町赤谷箇所

河道閉塞の確認場所	重大な土砂災害が想定される時期
奈良県五條市大塔町赤谷	夕立程度の降雨量があったとき

(参考)

避難について	河道閉塞高さまで満水になるまでの推定累積雨量
避難が必要であると考えられます。	約30mm

河道閉塞の高さ等形状の計測

上空からのレーザー測距計による計測



河道閉塞箇所下流の監視

衛星通信車の監視カメラによる観測



- 災害関連情報の共有や支援等の調整を図るため礼文町および宗谷総合振興局に**リエゾン(現地情報連絡員)**を派遣
- 防災ヘリコプター「ほっかい」**によって、礼文町および稚内市の現地被災状況を上空から調査
また、礼文町からの要請により、**TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)**を派遣し、現地被災状況を調査、応急対策・復旧方法について提案
- 道道被災による元地地区集落孤立を受け、**港湾業務艇「りんどう」**を礼文町に派遣し、人・物資搬送を支援
また、**Ku-SAT II(衛星小型画像伝送システム)**を設置し、被災した道道の応急復旧状況の映像を共有

リエゾンの派遣

- ・稚内開発建設部から
宗谷総合振興局へ 22人・日(8/24,26~9/1)
礼文町へ 23人・日(8/25~9/1)



礼文町災害対策本部会議に出席



宗谷総合振興局との打合せ

TEC-FORCEの派遣

8/25に被災状況調査班(砂防班)2班9名を派遣
要請のあった礼文町の被災箇所を実地調査し、
応急対策・復旧方法を提案



礼文小学校箇所被災状況調査

礼文小学校箇所被災状況調査

防災ヘリ「ほっかい」による調査

8/25に(独)寒地土木研究所1名、北海道庁 職員
1名、開発局TEC-FORCE1班2名が
上空から礼文町、稚内市の被災状況を把握
礼文町、稚内市、北海道等に映像を提供



道道元地香深線被災状況

船泊地区被災状況

Ku-SAT IIによる現地映像共有

道道の被災、
応急復旧状況の映像を
防災情報共有システムにより
北海道と情報共有
(8/30~9/1)



Ku-SAT IIによる映像

港湾業務艇「りんどう」による輸送支援

香深港~礼文
西漁港(元地
地区)間にお
いて人・物資を
輸送
(8/26~9/1)
稼働実績
運航: 25回
乗船者数: 158人



孤立集落住民等の輸送

2-6 特定緊急水防活動

■ 東日本大震災を踏まえ、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生し緊急を要する時には、国土交通大臣が高度の機械力等を要する水防活動を行うことができるよう、水防法の改正が行われました。

国土交通大臣が特定緊急水防活動を実施する必要性

- ・災害発生後の被害拡大防止対策は、水防管理者が実施することとされているが、東日本大震災における広域にわたる氾濫水の排除等は、高度な機械力や専門的知識が必要であるため市町村等では対応が困難
- ・大河川の堤防決壊による洪水氾濫が発生した場合に必要な氾濫流制御などの水防活動についても、関係者が広範にわたることに加え、高度な機械力や専門知識が必要となることから市町村等では対応が困難

水防法の改正内容

平成23年12月施行

洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められたとき、**国土交通大臣**は、災害の発生に伴い**浸入した水の排除や高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を必要とする水防活動（特定緊急水防活動）を行うことができる旨の規定**を設ける。（水防法第32条）

※特定緊急水防活動で想定している具体的活動

- ・災害の発生に伴い浸入した水の排除
- ・決壊箇所の締切等災害の被害拡大防止のための処置
- ・災害の被害拡大防止のために必要な通信の確保
- ・災害の被害拡大防止のために必要な監視・観測



特定緊急水防活動を想定した排水訓練

災対法の一部を改正する法律の概要

● 災害対策基本法の一部を改正する法律 (H26.11.21施行)

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破壊を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策 (例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能 (都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

H26年度冬期の国道通行止め状況

○H26年度冬期の暴風雪による通行止め発生状況は、延べ39路線204区間L=5,389.8km発生しており、近年増加傾向。

◆災対法第76条の6による指定区間 18路線29区間 L=877.4km

○特に12月16日～の急速に発達した低気圧による数年に1度の暴風雪の影響により、車両の通行の安全の確保が困難なことから、延べ25路線39区間 L=1,203.7kmで国道の通行止めを実施。

◆災対法第76条の6による指定区間 15路線25区間 L=830.0km



救急車先導状況
【北見市 R39 12/17】

・国道通行止め(平成26年12月16日～19日)
延べ25路線39区間(L=1,203.7km)

※凡例
通行止め区間: —、—
(内 — は災対法第76条の6による指定区間)



【暴風雪等の荒天時に通行止めとなる可能性のある国道区間位置図はこちらから】

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_doro/jyosetsu/index.html

2-7 雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

- 災害対策基本法改正(平成26年11月21日施行)により、大規模災害発生時における緊急通行車両の通行ルートを確認するため、道路管理者による放置車両等の移動が可能となったところ。
- 法改正を踏まえ、暴風雪による放置車両発生時の道路管理者等による移動訓練を関係機関と連携して実施。《今年度、全開発建設部にて訓練を実施予定》

日時:平成26年12月5日(金)

場所:札幌開発建設部 札幌道路事務所構内

参加機関:北海道警察、札幌市豊平消防署、
日本自動車連盟(JAF)、全日本高速道路
レッカー事業協同組合(JHR)、
札幌開発建設部

(計 220名参加)

【放置車両の移動訓練の状況】



- 大規模な雪害が発生した際の災害対応における連携と情報共有を強化するため、新たに自衛隊が参加した防災訓練を実施。

【関係機関との連携強化】

平成25年12月4日自衛隊による救援活動を取り入れた訓練を実施し、関係機関との災害対応の連携を強化。



関係機関との情報共有の訓練状況



道路啓開作業の訓練状況



関係機関による救助の訓練状況



緊急通行車両の先導支援の訓練状況

2-7雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

○災害対策基本法に基づき、建設機械等の貸付について、各種会議等で広く周知を行い活用の拡大を推進。

建設機械等の地方公共団体への貸付

- 一昨年度冬期には2自治体への貸与を実施
- ・ロータリ除雪車の貸与（根室市） H26.2.19～24(6日間)
- ・除雪ドーザの貸与（大空町） H26.3.5～7(3日間)



2月19日 根室市



3月5日 大空町

○民間企業等との道路異常に関する通報協定の締結を行い、今年度、全開発建設部で締結が完了。



(協定締結式の状況)



(#9910ステッカー掲示状況)



民間等との協定による通報協力体制の拡充

昨年度から民間企業(北海道コカ・コーラボトリング(株))との道路異常に関する通報協定の締結を行い、今年度、全開発建設部で締結が完了。

- 各地域のバス協会(札幌、函館、十勝)
 - バス事業者(宗谷バス)
 - トラック協会(札幌、函館、旭川、十勝)
 - ハイヤー協会(十勝)
- とも通報協力に関する協定を締結。

2-7 雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

- 周知活動として、暴風雪時の運転に対する心構えをまとめたパンフレットの作成・配布や、出前講座・講演会の実施により、一般ユーザーへ注意を呼びかけ。
- 暴風雪時の円滑な交通を確保するため、防雪柵の設置等のハード対策や、コミュニティFMによる道路情報提供地域の拡大等のソフト対策を実施。

【周知活動】

冬道ドライブの心構えパンフレットの作成・配布や、自動車学校での教習指導者を対象とした出前講座や講演会の実施。



周知パンフレット
(平成26年1月から配布)



自動車学校での出前講座状況
(平成25年7月11日)

【ハード・ソフト対策】

防雪柵設置等による視程障害対策やコミュニティFMとの協力による道路情報提供地域の拡大。



防雪柵の整備

FM局名	発信場所	FM周波数	FM局名	発信場所	FM周波数
ラジオカロスサッポロ	札幌市	78.1MHz	ワイラジオ	伊達市	77.6MHz
FM アップル	札幌市	76.5MHz	FM いるか	函館市	80.7MHz
三角山放送局	札幌市	76.2MHz	FM リベール	旭川市	83.7MHz
さっぽろ村ラジオ	札幌市	81.3MHz	ラジオ ふらの	富良野市	77.1MHz
FM ドラマシティ	札幌市	77.6MHz	エアートゥし	名寄市	78.8MHz
With-s	札幌市	83.0MHz	FM JAGA	帯広市	77.8MHz
FM メイブル	北広島市	79.9MHz	FM WING	帯広市	76.1MHz
FM e-niwa	恵庭市	77.8MHz	FM オホーツク	北見市	82.7MHz
FM はまなす	岩見沢市	76.1MHz	FM くしろ	釧路市	76.1MHz
FM G'Sky	滝川市	77.9MHz	FM ねむろ	根室市	76.3MHz
FM おたる	小樽市	76.3MHz	FM はな	中標津町	87.0MHz
ラジオ ニセコ	ニセコ町	76.2MHz	FM もえる	留萌市	76.9MHz
FM びゅー	室蘭市	84.2MHz	FM わっぴー	稚内市	76.1MHz

情報提供先FM局(全道計20市町26局)

2-7雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えて頂きますよう、お願い致します。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等において避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急通行車両の通行ルート確保にご協力をお願い致します。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。

【暴風雪等の悪天候時の被害の状況】

地吹雪による視程障害状況



立ち往生車両発生状況

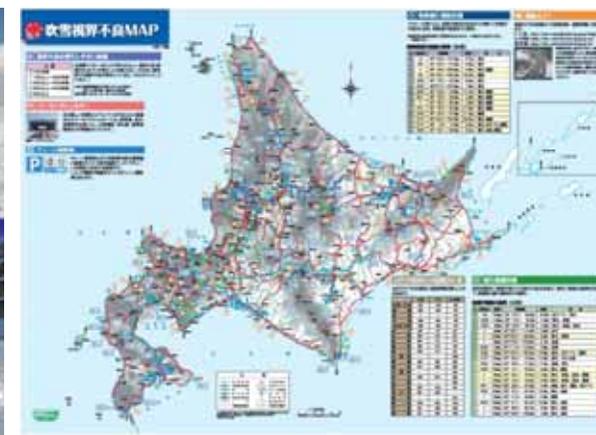


【冬道ドライブの心構えについてはこちらから】

吹雪による視界不良が起きやすい地域、冬道ドライブの注意点や車への常備品、救助を待つ際の注意点等を記載したパンフレット。道の駅や市町村役場などで配布。

以下のURLからもダウンロード可能。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_doro/attitude/index.html



【災害時に車両において避難する際の留意事項】



2-7 雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

冬期の悪天候時には、各種道路情報提供ツールを利用・確認願います

北海道地区道路情報

国道・道道の規制情報、道路気象情報、道路画像情報をWebページで提供
PC・スマートフォン・携帯 URL : <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



(北海道道路地区情報)

【主要峠画像ポップアップ】



静止画像と気象データ(気温、路温、風速、時間雨量、積雪深)を見ることが可能



二次元コード

SNSを利用した通行止め情報の発信

H27.3.27よりTwitterとFacebookを公開し、北海道開発局が管理する国道、高規格幹線道路の異常気象、災害による通行止め情報を発信。



(Twitter画面)



(Facebook画面)

二次元コード



国道通行止め情報メール配信サービス

国道の通行止め情報をスマートフォン、携帯へ提供。本サービスに登録して頂くと、異常気象や災害による通行止めの実施や解除をメール配信。
(路線、区間を選択可能)



二次元コード

北の道ナビ(吹雪の視界情報) <寒地土木研究所提供>

吹雪の視界情報等の情報を集約した情報提供サイト
今年度は、11月下旬頃、提供開始を予定しています。



- ▶視界情報 ▶吹雪の投稿情報
- ▶気象警報・注意報 ▶通行止め情報
- ▶メール配信サービス

●下記の語句で検索いただくか、次のURLをご入力下さい。

PC版

吹雪視界

URL <http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>

スマートフォン版

URL <http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

ケータイ版

URL <http://n-rd.jp/>

道路情報提供施設(国道情報連絡所、道路情報連絡所)

コンビニやガソリンスタンド等に協力頂き、道路管理者からの通行止め情報「i-Fax」を店舗内に掲示。



国道情報連絡所 386施設
道路情報連絡所 508施設
(平成27年10月16日現在)



気象庁発表の気象情報を踏まえた道路利用者への情報提供

道路情報板に道路利用者へ予告情報「早めのタイヤ交換」、「通行止めを行うことがあります」等を周知。

<初冬期> <暴風雪時> 下記は、道路情報板標示のイメージ図

<p>冬タイヤ装着 早めの911交換を</p>	<p>気象情報の発信</p>	<p>注意・警報発令</p>	<p>通行止め</p>
<p>○日～○日にかけて ○○地域 暴風雪の恐れ。</p>	<p>注意 暴風雪により 通行止めを行う ことがあります</p>	<p>○○峠 吹雪のため 通行止</p>	